

奈良県経済産業振興大綱策定に係る調査検討業務委託 仕様書

1. 適用

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する奈良県経済産業振興大綱策定に係る調査検討業務について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

奈良県では、県内経済の好循環につなげ県民の豊かな暮らしを実現するため、令和元年度において製造業を中心とした産業動向に関する調査・分析等を進めたところである。

本業務は、別添の令和元年度調査分析結果に農畜水産業及び観光産業※を追加し、各産業の動向や新型コロナウイルス感染拡大の影響等による環境の変化を踏まえた上で、奈良県産業の強みを活かした商工業、農畜水産業及び観光産業の連携のあり方と経済への好影響を明らかにするとともに、連携による効果を高めるための施策について、経済循環促進の観点から提案することを目的とする。

（※観光産業とは、日本産業分類に定義がないため旅行業と宿泊業を中心として運輸業、飲食業等幅広い分野を横断する産業を指すものとする。）

3. 履行期間

自 契約締結後

至 令和3年10月29日（金）まで

4. 業務の内容

（1）奈良県における商工業、農畜水産業及び観光産業の連携による産業動向の分析

令和元年度に実施した製造業に関する調査分析結果や、農畜水産業及び観光産業に関する既存の分析データ等に加え、全国各地で取り組まれている先進事例の分析活用など、有効な分析手法を提案・実施し、ウイズコロナ、アフターコロナにおいて各産業が連携することによる域内経済循環への波及効果など、奈良県の経済産業動向の調査分析等を行う。

ア. 奈良県産業の強みを活かした商工業、農畜水産業及び観光産業の連携のあり方について、新産業創出や異業種からの新規参入等の可能性も含めて検討・整理する。

イ. 連携を推進し効果を高めるために克服すべき課題等（マーケティング、プロモーション、研究開発、立地環境整備、金融支援、人材確保・育成等）について整理する。

（2）奈良県が目指すべき経済振興の方向性の検討

（1）の結果を踏まえて、ウイズコロナ、アフターコロナにおける商工業、農畜水産業及び観光産業の連携を含めた奈良県経済の目指すべき姿を検討する。また、目指

すべき姿の実現に向け、課題を克服し、連携による域内経済循環効果や他産業への波及効果等を高めるために取り組むべき施策の方向性について、経済循環促進、税源涵養、産業集積、人材育成・雇用確保等の観点から検討・提案する。

6. 打ち合わせ協議

業務の打ち合わせは、業務着手時、中間打ち合わせ2回以上及び最終成果品納入時の計4回以上行い、必要に応じて随時行う。なお、打ち合わせ時には、原則として乙の提案責任者が立ち会う。また、打ち合わせ協議後は、内容を打ち合わせ記録簿に記録し、甲に確認を行う。

7. 成果物の納品

上記4の業務委託内容の(1)～(4)における成果物及び提出部数は次のとおりとする。

- ①最終報告書一式（簡易製本、A4ベース、カラー） 30部
- ②電子データ一式（CD-R） 計2枚（データ容量により増減）
最終報告書及び関連データをPDF形式で保存したCD-R 1枚
最終報告書及び関連データをMicrosoftWord、Excel又はPowerPoint形式で保存したCD-R 1枚

8. 業務上の留意事項

乙は、業務履行にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 基本事項

- ①業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ②甲と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③業務の遂行に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- ④本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、甲の指示に従うものとする。
- ⑤成果品のレイアウト、体裁等については甲と協議すること。

(2) 再委託

- ①業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ甲に届出を行い、承認を得ること。
- ②乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める乙の義務と同様の義務を負わせるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 成果品の使用等

- ①成果品の著作権は甲に帰属するものとし、甲が独自に加工、コピーし、ホームページの作成、製本及び印刷等を行い、公表できるものとする。乙は甲の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

- ②乙は、第三者の著作物を使用する場合、甲が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。
- (4) 成果品に瑕疵のある場合の訂正
納品後の成果品に瑕疵があった場合は、甲の指示により速やかに訂正すること。
委託期間終了後も同様とする。訂正にかかる必要な費用は、乙の負担とする。
- (5) 守秘義務
乙は、甲から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、他に漏洩してはならない。
- (6) 資料の貸与
乙は、業務の実施に必要な資料の借用を申し入れることができる。この場合、乙は甲に借用書を提出しなければならない。甲が貸与した資料は、甲の許可なく他に公表・貸与してはならない。業務の完了後、ただちに乙は貸与された資料を返還しなければならない。
- (7) 個人情報の保護
乙は、奈良県個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。